

長岡市の建設工事における暴力団排除の取組みについて

長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）が平成25年4月1日付けで施行されたことに伴い、長岡市（長岡市水道局及び長岡地域土地開発公社を含む。）が発注する建設工事について、次のとおり暴力団排除に関する取組みを定めましたのでお知らせします。

1 入札参加資格申請時の誓約書の提出及び入札参加資格の取消し

建設工事入札参加資格申請時に、暴力団関係者ではない旨の誓約書の提出が必要です。また、資格登録後に暴力団関係者であることが判明した場合は、長岡市建設工事入札参加資格審査規程の規定に基づき、入札参加資格を取り消します。

なお、この措置は、平成24・25年度の建設工事入札参加資格申請受付時から実施しています。

2 工事請負契約締結後の契約解除及び損害賠償請求

建設工事の受注者（受注者が特定共同企業体である場合にあっては、その構成員）が暴力団関係者である事実が判明した場合は、長岡市建設工事請負基準約款の規定に基づき、施工中の工事であっても契約を解除します。

また、契約解除に伴い損害が生じた場合は、当該受注者に対し、損害賠償請求を合わせて行います。

3 指名停止措置等

建設工事の受注者が暴力団関係者である事実が判明した場合は、長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱の規定に基づき、指名停止します。

また、その事実が判明した時点から指名停止措置及び入札参加資格の取消しを行うまでの間においては、指名選定しません。

4 下請等からの暴力団排除措置について

受注者が暴力団関係者でなくても、次のいずれかに該当する場合は、長岡市建設工事請負基準約款の規定に基づき、施工中の工事であっても契約を解除します。

- (1) 受注者が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約において、その相手方が暴力団関係者であることを知りながら契約を締結したと認められるとき。
- (2) 受注者が行った下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方が暴力団関係者であった場合において、本市が受注者に対して当該下請等契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。